

# 東京都板橋区立蓮根第二小学校PTA会則

## (第1章 名称)

第1条 本会は、東京都板橋区立蓮根第二小学校PTAと称し、本校内（板橋区蓮根3丁目15番5号）に事務所を置く。

第2条 本会事務所に、記録簿、会計簿、領収証綴及び預金通帳を備える。

## (第2章 目的)

第3条 本会は、本校の保護者と教職員が互いに主体性を重んじ合い、協力して家庭と学校と地域社会における児童の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

## (第3章 方針と活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の方針に基づき活動する。

- (1) 家庭と学校が協力して、より良い生活環境づくりに努める。
- (2) 保護者と教職員が協力して、児童の心身の健全な発達を助長する。
- (3) 会員相互の親睦を深め、教養を高める。
- (4) コミュニティ・スクール委員会、学校支援地域本部等の本校を支える組織の活動に協力し、連携を図る。
- (5) 板橋区立小学校PTA連合会に加盟し、必要に応じて他校PTAと連携を図る。
- (6) その他本会の目的達成に必要な活動をする。

## (第4章 運営の仕組み)

第5条 本会は、本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員を会員とし、これをもって構成する。

第6条 本会に次の役員、委員及び係を置く（なお、人数については必ずしもこの限りではない）。

### (1) 役員【任期は原則として2年】

- ①会長 1名（保護者）
- ②副会長 4名（保護者3名、副校長1名）
- ③書記 4名（保護者3名、教職員1名）
- ④会計 3名（保護者2名、教職員1名）
- ⑤監査 3名（保護者2名、教職員1名）

### (2) 常置委員【任期は1年】

- ①校内委員 (保護者数名、教職員数名)
- ②校外委員 (保護者数名、教職員数名)
- ③広報委員 (保護者数名、教職員数名)
- ④選考委員 (保護者数名、教職員数名)

### (3) 臨時委員（必要な年度のみ）【任期は1年】

周年記念イベント等の実施年度において、必要に応じて各学級の保護者より必要な人数を選出する。

### (4) 係

板橋区立小学校PTA連合会主催バレーボール大会への参加、芝生養生等の活動に必要な場合に、会長が募集し、会員本人の希望をもとに選出する。

第7条 本会の役員は、総会の承認を経て決定する。ただし、教職員の委員は学校で決める。

第8条 本会の役員及び委員が相互に協力して行う会務は次のとおりとする。なお、委員は、役員から協力依頼があるときは、運動会など学校行事の補助的な活動（当日の運営支援等）に協力するものとする。

### (1) 役員

- ①会長は、本会を代表し、会務と運営を統括する。
- ②副会長は、役員会の議事進行・記録をはじめとする主要な会務の推進にあたる。また、必要に応じて会長の補佐・代行をする。
- ③書記は、本会の会報誌を発行し本会員に配布する。また、その他必要な会務の処理にあたる。
- ④会計は、本会の会計に関する事務を処理する。
- ⑤監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。また、その他必要な会務の支援にあたる。

### (2) 委員

- ①校内委員は、教育活動に協力し、会員相互の理解と親睦を促進するための校内活動を行う。
- ②校外委員は、校外における児童の安全確保を図るための活動を行う。
- ③広報委員は、本会の広報誌「ひまわり」を発行する。また、その他必要な広報活動を行う。
- ④選考委員は、次年度の役員候補者を選考する。
- ⑤臨時委員は、役員と連携しながら周年記念イベント等の臨時の活動を行う。

## (第5章 会議)

第9条 本会を運営するために次の会を置く。

### (1) 総会

- ① 全会員をもって構成する本会の最高議決機関であり、定期総会を年度初めと年度末に開催する。臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- ② 予算、決算、活動計画、活動報告、役員、監査結果、その他必要な事項を審議決定する。
- ③ 総会の定足数は会員の過半数（委任状を含む）とし、議事は出席者の過半数をもって決める。

### (2) 役員会

- ① 役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- ② 本会の運営に関する企画・立案、各委員・係への連絡調整、対外的な対応、その他必要な事項を審議決定する。

### (3) 委員会

- ① 常置委員会として、校内委員会、校外委員会、広報委員会及び選考委員会を置き、それぞれ各常置委員をもって構成する。会務の遂行にあたり、必要に応じて各委員会の担当役員が招集する。
- ② 臨時委員会は、臨時委員をもって構成する。会務の遂行にあたり、必要に応じて担当役員が招集する。

## (第6章 会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。会の出納は、会計簿にすべて記載し、領収書等は領収書綴に綴る。

第12条 本会の会費は、次のとおりとする。

### (1) 会費

各家庭より年1回徴収する。

- ・ 1人目 150円/月 × 10ヶ月 = 1,500円
  - ・ 2人目 100円/月 × 10ヶ月 = 1,000円
  - ・ 3人目以降1人につき 50円/月 × 10ヶ月 = 500円
- ※ 夏季8月、冬季12月の長期休暇を考慮し10ヶ月分とする
- ・ 教職員 1,000円

### (2) 転入出

転入者については、転入月より徴収する。また、転出者には返金しないものとする。

ただし、徴収時点で児童の在籍月数が、本会員であることの恩恵を享受できないと判断できる場合には、役員と当事者の協議をもって徴収の是非を決定できる。

## (第7章 個人情報取扱いに関する基本方針)

第13条 個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法及び本会個人情報取扱方法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (第8章 附則)

第14条 学校長はすべての会議に出席し、学校運営の立場から意見を述べることができる。

第15条 本会の慶弔費に関する取扱いは次のとおりとする。

- (1) 教職員の結婚 5,000円
- (2) 児童の死亡 5,000円
- (3) 保護者の死亡 5,000円
- (4) 教職員の死亡 5,000円

第16条 この会則の改廃は総会の議決を得なければならない。

平成20年 4月 1日改正  
平成22年 3月31日一部改正  
平成27年 3月31日一部改正  
令和 2年 4月 1日一部改正  
令和 4年 4月 1日一部改正  
令和 7年 4月 1日一部改正  
令和 8年 4月 1日一部改正